

森林・山村多面的機能発揮対策の概要

北海道水産林務部森林環境局

森林活用課木育推進係

～ 目 次 ～

- 森林・山村多面的機能発揮対策に関する国の予算
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金とは
- 支援メニューと国の交付額
- 交付金等の交付の流れ
- 交付金と道・市町村による補助
- 特別交付税措置(市町村担当者向け)
- 交付金等を受けるための要件等
- 2期目以降の活動における留意点
- 交付金に関する書類の整理、資機材の管理
- 市町村推進交付金(市町村担当者向け)

森林・山村多面的機能発揮対策

令和4年度予算概算決定額1,363(1,404)百万円(国費)

※()内の数字は令和3年度予算額

<目的>

森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組を支援。

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

1,349(1,393)百万円

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業

14(11)百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果の評価・検証
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催

森林・山村多面的機能発揮対策

【令和4年度予算概算決定額 1,363 (1,404) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,349 (1,393) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
 - ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。
- ※ 荒廃農地の林地化に係る森林管理を行う場合は、新たに**優先的に支援**します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 14 (11) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 <p>里山林景観を維持するための活動 最大12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha</p>
 <p>しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha</p>	

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー	
<ul style="list-style-type: none"> ・路網の補修・機能強化等 ・機材及び資材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係人口の創出・維持等の活動

地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施



評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金とは

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対する支援

現場のニーズ

荒れている里山林の手入れや景観維持・保全活動を行いたい



薪やシイタケ原木など森林資源を活用して、山村を活性化したい



森林整備のための歩道を作りたい
整備した森林をみんなで活用したい



活動メニュー

【地域環境保全タイプ】

- 里山林景観を維持するための活動
- 風倒木や枯損木の除去活動等

【森林資源利用タイプ】

- 集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等

メインメニュー

サイドメニュー

- 路網の補修・機能強化
- 資機材の整備
- 関係人口の創出、維持活動
(上記メインメニューと組み合わせて実施)

支援メニューと国の交付額(金額は1年あたり)

活動推進費(3年間の活動計画を具体化する取組に対する支援)

現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等

(3年計画の実行初年度のみ対象: 上限112,500円)

メインメニュー

地域環境保全タイプ

里山林保全活動

最大120,000円/ha

侵入竹除き・竹林整備
道では対象外

285,000円/ha

森林資源利用タイプ

薪等として利用するための
伐採・搬出等の活動

最大120,000円/ha

サイドメニュー

路網補修等

路網の補修・機能強化
等(800円/m)

資機材の整備

整備する資機材
(1/2又は1/3)

関係人口創出等活動

10名以上の地域外関係者
が参加する活動
(50,000円/年1回)

地域環境保全タイプ (助成単価最大120,000円/ha 285,000円/ha)



○里山林保全活動 (助成単価:120,000円/ha)

里山林景観を維持するための活動

見回りのみではダメ

雑草木の刈払・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・古損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等



○侵入竹除去、竹林整備活動 (助成単価:285,000円/ha)

高密に侵入したモ

北海道は、竹林がないので対象外

竹・雑草木の伐採・搬出、見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等

森林資源利用タイプ (助成単価最大120,000円/ha)

雑草木の刈払・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等



見回りのみではダメ

サイドメニュー

路網の補修・機能強化

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り

(助成単価:800円/m)

※見回りのみは不可

活動の実施に必要な 機材及び資材の整備

各活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の2分の1又は3分の1以内を支援

関係人口の創出・維持等の活動

活動に際し、地域住民に加え、10名以上の地域外関係者の参加を創出するため、受入準備、受入に伴う掛かり増し経費のソフト経費に対しての支援

(助成単価:50,000円/年1回)



※3年間の計画の中でメインメニューと
組合せて実施

メインメニュー

関係人口（マッチング）に係る取組

- ・都道府県、市町村、地域協議会が連携して関係人口創出・維持に係る取組支援を検討
- ・具体的には、①活動組織と関係人口の両者を対象としたマッチングイベントの開催や②イベント時以外に関係人口に係る情報を関係者間で共有、などを想定

活動のイメージ

関係人口に係る情報収集等

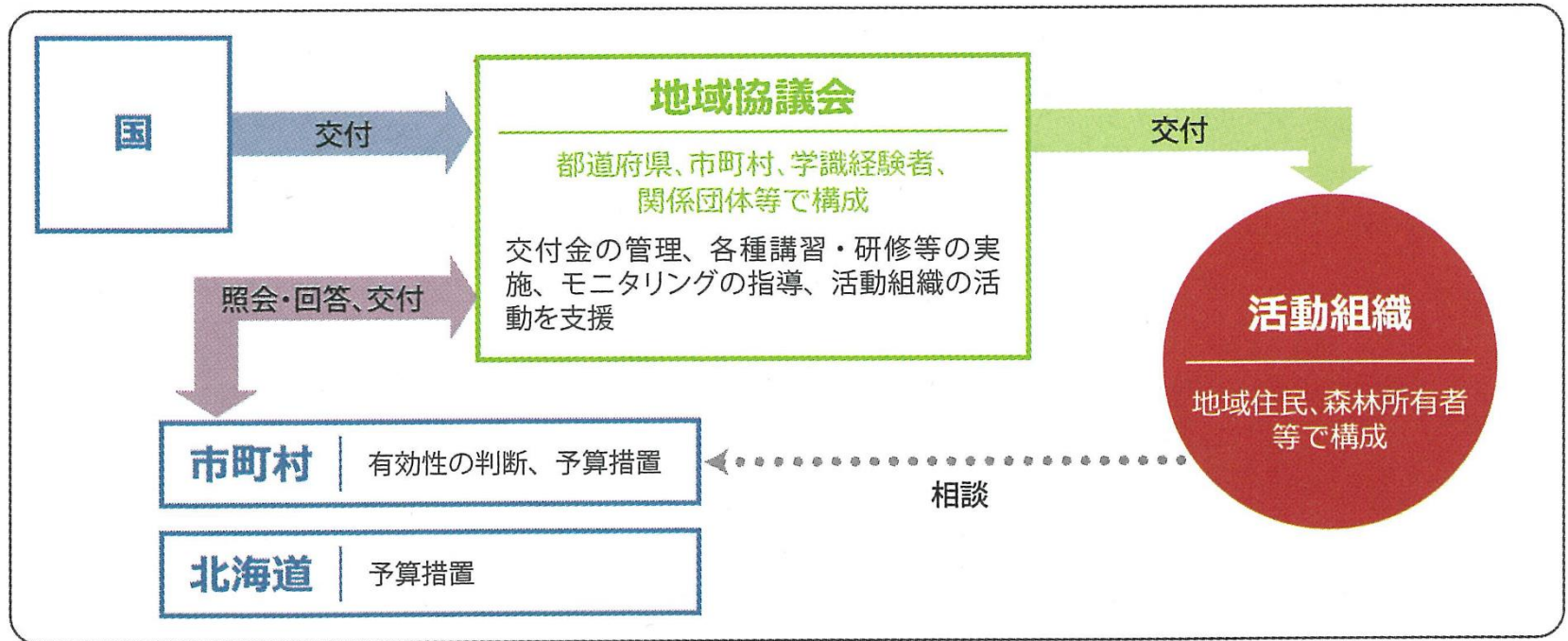
- ・ 関係人口とは、森林整備保全、環境問題、地域活性化、SDGs等に関心がある、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域内外の人々と多様に関わる者
- ・ これら関係人口の情報を活動組織や市町村等から収集し、連携した取組等を希望する活動組織等へ情報提供

マッチングイベントの開催

- ・ マッチングイベントとは、活動組織と関係人口を結びつけるためのイベント
- ・ 既実施団体の優良事例を発表してもらい、参加者で事例を共有
- ・ 活動組織と関係人口双方のPR
- ・ その後、取組に向けた打合せ等を実施

交付金等の交付の流れ

【フロー図】



交付金と道・市町村による補助

国からの交付額（交付金）は、活動タイプごとに定められた
単価×事業量（面積、延長）を上限

市町村の負担額は、国の交付額の6分の1を目安

北海道の補助額は、当初の国費採択額を基準に6分の1以内を目安

〈例〉地域環境保全タイプ（里山林保全活動）、森林面積1haとした場合



- ※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに上限額が設定される予定です。（昨年は上限500万）
- ※市町村の負担は任意ですが、市町村の負担がない場合は、国の交付額が減額されて支払われることが検討されています。
- ※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。
- ※交付単価は活動初年度の例になります。

地方公共団体の負担分に係る特別交付税措置

○都道府県は財政負担の1/2、市町村は7/10の特別交付税措置

→都道府県のみ負担の場合の実負担は12.5%、市町村のみ負担の場合の実負担は7.5%。都道府県と市町村が1:1の負担割合で負担した場合の実負担は都道府県6.25%、市町村3.75%

※赤字は、地域環境保全タイプの里山保全の活動を実施した場合の負担額(1ha当たり)

●都道府県のみ負担の場合



●市町村のみ負担の場合



●都道府県と市町村が負担した場合(都道府県:市町村=1:1の場合)



(※本資料は、「平成29年度における森林・山村多面的機能発揮対策に関する財政負担等について(平成28年12月27日付け28林整森第282号)」に添付した資料と同じです。)

交付金等を受けるための要件等

次の要件を満たす活動組織を設立※し、活動計画を作成して
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申込みを行います。

活動組織の要件		※要件を満たしている団体は新組織を設立せずに申請可能	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、森林所有者等、地域外関係者等(3名以上)で構成 ○ 地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、または活動組織の1構成員になることも可能 		
活動区域	○ 地域住民による里山林の保全・利用を支援することが本事業の目的であるため、原則として活動組織は対象森林と同一都道府県内にあること		
規約・経理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動組織としての規約の作成 ○ 他の事業と区分した経理 		
対象森林	○ 森林経営計画が策定されていない森林(面積0.1ha以上)		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑に活動を行えるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者の間で協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> <協定書の記載事項> ・協定締結者の住所及び氏名 ・協定の期間 ・活動計画 ・協定の目的 ・協定の対象森林 ・その他必要な事項 		
活動計画書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の内容を記載した計画書を作成(計画書の作成は交付金の対象外) ・活動組織名 ・3年間の活動計画 ・委託内容 ・活動組織の所在地 ・年度別の取組内容 ・その他必要な事項 ・取組の背景及び概要 ・計画図 		

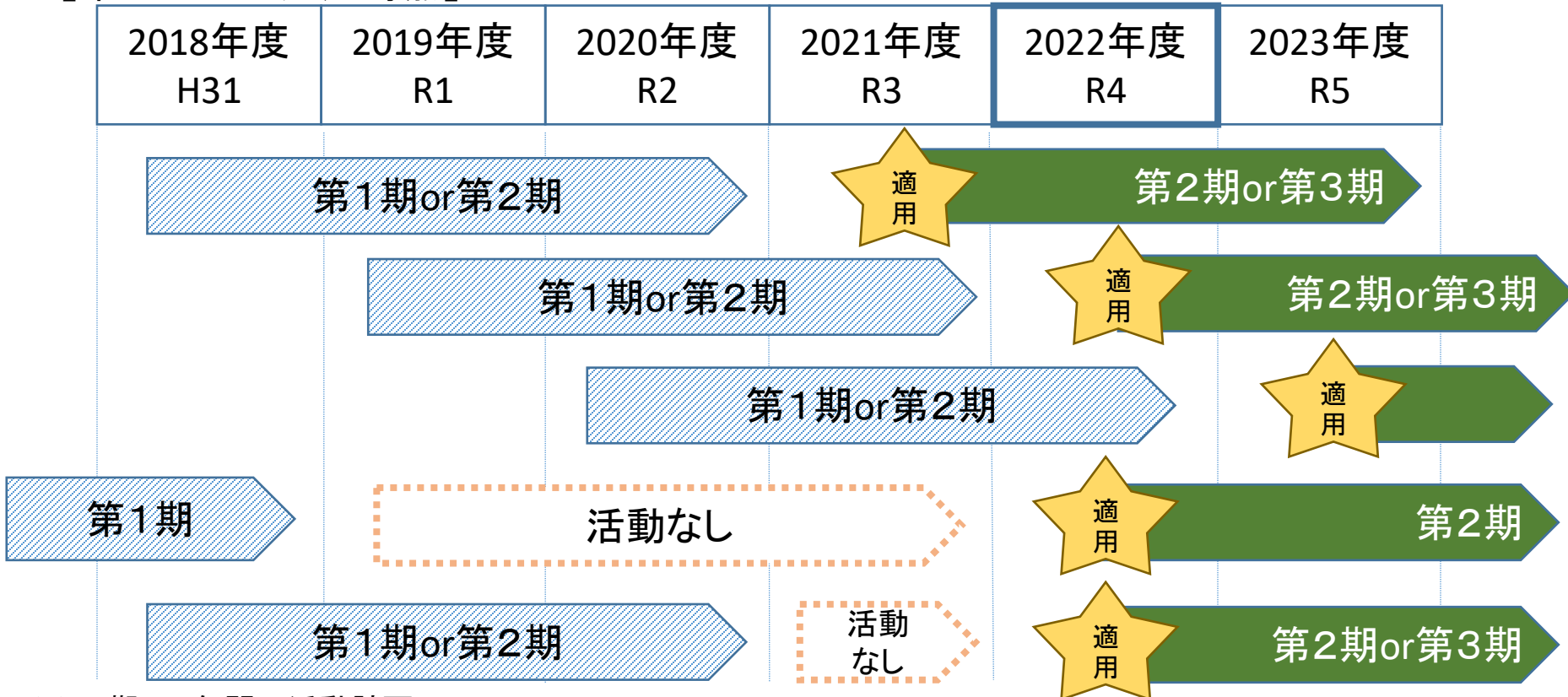
その他留意点など

- ① 1活動組織あたり、年度ごとに設定された国からの交付額(現時点で未定)を上限に支援(同じ場所では原則3年間支援)する。
- ② 人工林でも活用できる。
- ③ 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等は、地域の森林組合等に作業の一部を委託することができる。
- ④ 採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、かつ、安全研修が計画されているなど、一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とする。
- ⑤ 活動計画書には、活動目標と、活動結果のモニタリング調査の方法を記載する必要がある。
- ⑥ 地域協議会は、各活動組織からの申請書類の審査にあたって、活動予定森林の所在市町村長から、活動内容の有効性等について意見を聴取する。
- ⑦ 本交付金を活用するため、森林経営計画が作成されている森林を、当該計画の対象から外すことは想定していない。
森林経営計画の対象から外しても、過去に他の交付金や補助金を活用して事業を行っていた場合、交付金等の返還が生じる場合がある。

2期目以降の活動におけるルール

2022（令和4）年度以降に、2期目、3期目に突入する場合、
これまでと「**同じ場所**」で「**同じメインメニュー**」を実施しても
交付金の対象とならない

【本ルールの適用時点】



※ 1期＝3年間の活動計画

これまでと「同じ場所」で「同じメインメニュー」を実施しても
交付金の対象とならない



逆をいうと

2期目以降も交付金を活用していくのならば、
次のいずれかを満たす

1

これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら
これまでに活動を行っていない「違う場所」で実施する

2

これまでと「同じ場所」で活動を続けるなら
これまでと「違うメインメニュー」に切り替える

1

これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら
 これまでに活動を行っていない「違う場所」で実施する

(例) 第1期(2019～2021年度)に、「地域環境保全タイプ」の実施を計画していた場合で、第2期以降も「地域環境保全タイプ」を続けたい場合

第1期			第2期以降
2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	
(例①) ●●町 1林班	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町の1林班 以外 で実施
(例②) ●●町 1林班	●●町 2林班	●●町 3林班	●●町の1、2、3林班 以外 で実施

2

これまでと「**同じ場所**」で活動が続けるなら
これまでと「**違うメインメニュー**」に切り替える

(例) これまでと同じ場所(●●町の1林班)で、今後も本交付金の活動を続ける場合

これまでの活動

今度の活動

(例①)

地域環境保全タイプ
(里山林保全)



森林資源利用タイプ



(例②)

森林資源利用タイプ



地域環境保全タイプ
(里山林保全)



(例③)

地域環境保全タイプ
(里山林保全)



地域環境保全タイプ
(侵入竹除去、竹林整備)



書類の整理、資機材の管理

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、国民から集められた「税金」が財源（道や市町村の負担額も同様）。

このため、交付金の「使い方」「使い道」については、国民に代わって会計検査院（国の機関）がチェックを行い、不適切なものは返納となる。

- 交付金の使い方等の証拠である領収書や見積書、納品書、契約書、参加者の日当の受領書などの収支関係書類、活動内容を証明する写真は日頃から整理。

写真：活動内容とその成果がわかる活動前、活動中、活動後のもの、活動参加者の集合写真（日当支払の根拠となる）、購入した資機材の写真等

- 交付金で購入したチェーンソーなどの資機材は、適切に管理・保管し、稼働状況を記録。

- 交付金に関する書類は、交付金を受けた日が属する年度の終了の翌日から5年間の保管義務がある。

交付金で購入した資機材は、農林水産省で定める処分制限期間を過ぎるまで、売り払ったり、譲渡したりすることはできない。

市町村推進交付金

交付対象者

道内の市町村

推進・指導

(1) 活動組織等への説明

毎年度、活動組織の代表者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の本対策の実施に必要な事項について、周知徹底を図る。

(2) 活動に対する指導・助言

活動組織に対し、適時指導を行い、事業計画書に位置付けられた活動等の適切な実施を図る。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

対象経費等

(1) 補助率：定額（国費100%） 道を通じて交付

(2) 賃金、謝金、旅費、需用費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品費

ご静聴ありがとうございました。

北海道水産林務部森林環境局森林活用課

011-231-4111 内線28-823

詳しくは、地域協議会HPや林野庁HPをご覧ください。